書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第９４９号
熊本市尾ノ上２―25―13―202号
破産者　馬場　一博
異議申述期間　平成23年８月15日まで
平成23年６月23日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１３３号
熊本県菊池郡大津町大字杉水字下源場788番地１
破産者　株式会社マトリクスファクトリー
異議申述期間　平成23年８月15日まで
平成23年６月24日
熊本地方裁判所民事第１部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第３９１８号
東京都千代田区紀尾井町３―29―8003
破産者　棚橋　孝江
審尋期日　平成23年９月12日午前10時
平成23年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２０４８号
東京都千代田区九段北１丁目10番５号
清算株式会社　エカ・グラニュラー・ジャパン株式会社
代表清算人　久保田　泰
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２１１１号
東京都文京区湯島２丁目１番10号福栄第三ビル５階
清算株式会社　株式会社アイテム
１　決定年月日　平成23年６月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２２年（ミ）第１５号
静岡県熱海市和田浜南町３番９号
更生会社　株式会社大野屋本店
１　議決権行使の方法　書面投票による行使
２　投票期間　平成23年６月22日から平成23年８月11日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　平成23年７月13日
平成23年６月22日
東京地方裁判所民事第８部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２３年（再）第２３号
東京都新宿区本塩町21番地
再生債務者　株式会社ワイキューブ
決定の要旨　平成23年６月１日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成23年６月22日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成１９年（再）第１号
福島県郡山市富久山町八山田字八蒔山１番地７
再生債務者　株式会社マイティ・スポーツ
１　決議に付する計画案　平成23年１月31日付け再生債務者提出の再生計画変更案（修正）
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年８月25日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画変更案の決議
４　書面投票期間　平成23年８月11日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年８月11日
平成23年６月23日　福島地方裁判所郡山支部

再生計画認可

平成２２年（再）第２号
茨城県東茨城郡城里町春園36番地
再生債務者　水戸温泉開発株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月22日　　水戸地方裁判所民事部

平成２２年（再）第３号
茨城県東茨城郡城里町大字春園754番地２
再生債務者　水戸レイクスカントリークラブ株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月22日　　水戸地方裁判所民事部

平成２２年（再）第１２０号
千葉県浦安市舞浜３丁目36番11号
再生債務者　オーシャントレーダー株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第６号
東京都墨田区錦糸１丁目２番６―501号
再生債務者　株式会社星輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第２１６号
千葉県白井市河原子天神後259番地
再生債務者　大同機材工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第２２２号
群馬県太田市龍舞町4767番地
再生債務者　マサモト商店こと　小林　良成
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第２２６号
千葉県白井市河原子天神後259番地
再生債務者　デーアイテクノ株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２１０号
東京都台東区上野１丁目18番11号
再生債務者　アサヒ真珠株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年６月20日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第８３号
千葉県船橋市海神町南１丁目714番地　ハイホーム西船橋508号
再生債務者　小池　勝善
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月26日から平成23年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第６４号
兵庫県西宮市今津久寿川町10番３―405号
再生債務者　田畑　純男
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月12日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月19日から平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部